



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜

2018年1月版

クルマのほけん

弁護士費用特約

自動車事故などによる被害事故の円満解決のために
「弁護士費用特約」をおすすめします。



「あっ、追突された!!」



「ちゃんと弁償してくださいね!!」



「相手はしらんぷり。でも弁護士に
相談したら、費用が心配だし…」



「あっ、そんなときは
『弁護士費用特約』だ!!」

信号待ちで停車中に追突された場合など、お客さまに過失がないケースでは、保険会社は直接交渉できません。

ご注意 お客さま・相手の方の双方に過失のある事故の場合、原則としてお客さまに代わって損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けします。

このような被害事故でも
「弁護士費用特約」があれば
弁護士報酬などをお支払いします。

被害事故で相手の方が損害賠償請求に応じない場合でも、
弁護士に相手の方との交渉を任せることができるので安心です。

次のような被害事故でもお客さまをサポートします。



子供が通学途中、信号無視をした自動車
と接触し、ケガをした。



ゴルフコンペからの帰りに追突され、
自動車のトランクに積んであった自分と
友人のゴルフクラブが損傷した。



ブレーキとアクセルを踏み間違えた
自動車が飛び込んできて、自宅が損
壊した。

自動車保険【弁護士費用特約】

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物（自動車、家屋など）を壊されたりすることによって、
相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用
などを保険金としてお支払いする特約です。

ご注意 お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。弁護士費用等の合計額が300万円以内の場合
であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。

弁護士費用特約では、弁護士紹介サービスをご利用いただけます。

弁護士紹介をご希望の場合は、損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課へご連絡ください。

損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課から日本弁護士連合会のリーガル・アクセス・センター（LAC）へご連絡します。ただし、事故内容などによ
り、法律相談をお受けできないことがあります。